主文

原決定を破棄する。

本件を東京高等裁判所に差し戻す。

理 由

抗告代理人大下慶郎、同納谷廣美、同西修一郎、同石橋達成の抗告理由について 1 記録によれば、本件の経緯は次のとおりである。

- (1) 本件の本案訴訟(宇都宮地方裁判所平成10年(行ウ)第14号労災不支給処分取消請求事件)は、抗告人の小山工場に勤務していたAの妻である相手方が、Aの死亡は長時間労働の過労によるもので、業務起因性があるとして、栃木労働基準監督署長に対し労働者災害補償保険法(以下「労災保険法」という。)に基づいて遺族補償給付等の請求をしたところ、これを支給しない旨の処分(以下「本件処分」という。)を受けたので、その取消しを求める行政訴訟である。
- (2) 抗告人は、本案訴訟においてAの死亡につき業務起因性を肯定する判断がされると、相手方から労働基準法(以下「労基法」という。)に基づく災害補償又は安全配慮義務違反による損害賠償を求める訴訟を提起された場合に自己に不利益な判断がされる可能性があり、また、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(以下「徴収法」という。)12条3項により次年度以降の保険料が増額される可能性があると主張し、栃木労働基準監督署長に対する補助参加を申し出たが、相手方はこれに対して異議を述べた。
- 2 原審は、概要次のとおり判示して、抗告人の補助参加の申出を却下すべきものとした。
- (1) 本案訴訟において業務起因性を肯定する判断がされたとしても,これによって相手方の抗告人に対する安全配慮義務違反等を理由とする損害賠償請求訴訟において当然に相当因果関係を肯定する判断がされるものではない上,後訴における抗告人の責任の有無,賠償額の範囲は,使用者の故意又は過失,過失相殺等の判断を経て初めて確定されるものであるから,本案訴訟における業務起因性についての判断が後訴における判断に事実上不利益な影響を及ぼす可能性があることをもって抗告人が本件訴訟の結果について法律上の利害関係を有するということはできない。
- (2) 徴収法12条3項は、本案訴訟の結果により当然に保険料が増額されることを定めたものではないから、保険料増額の可能性があることをもって抗告人が本件訴訟の結果について法律上の利害関係を有するということはできない。
- 3 しかしながら、原審の判断のうち上記(1)は是認することができるが、
- (2) 徴収法 1 2条 3 項によると、同項各号所定の一定規模以上の事業については、当該事業の基準日以前 3 年間における「業務災害に係る保険料の額に第 1 種調整率を乗じて得た額」に対する「業務災害に関する保険給付の額に業務災害に関する特別支給金の額を加えた額から労災保険法 1 6条の 6 第 1 項 2 号に規定する遺族補償一時金及び特定疾病にかかった者に係る給付金等を減じた額」の割合が 1 0 0 分の 8 5 を超え又は 1 0 0 分の 7 5 以下となる場合には、労災保険率を一定範囲内で引き上げ又は引き下げるものとされている。そうすると、徴収法 1 2条 3 項各号所定の一定規模以上の事業においては、労災保険給付の不支給決定の取消判決が確定すると、行政事件訴訟法 3 3条の定める取消判決の拘束力により労災保険給付の

よって,裁判官全員一致の意見で,主文のとおり決定する。

(裁判長裁判官 深澤武久 裁判官 井嶋一友 裁判官 藤井正雄 裁判官 大出 峻郎 裁判官 町田顯)